

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成29年10月26日付け北本市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域

(1) 営業区域

北本市全域（別紙「北本市全図」参照）

(2) 運行方法

フルデマンド方式による運行

自宅乗降場 から 共通乗降場 まで

共通乗降場 から 自宅乗降場 まで

共通乗降場 から 共通乗降場 まで

(3) 乗降場

自宅乗降場 約4, 100箇所

共通乗降場 約 600箇所（別紙「北本市デマンドバス共通乗降場一覧表」参照）

※自宅乗降場及び共通乗降場については随時追加削除を行う。

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

3 協議が調っている運行時間及び運行台数

(1) 運行時間

午前8時30分から午後5時30分

※1日1台あたり運行回数10回から20回（不定）

(2) 運行台数

平日 ワゴン車両2台 セダン車両2台

土曜日 ワゴン車両1台 セダン車両2台

日曜祝日 ワゴン車両1台

※日曜祝日には年末年始を含む。

4 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

片道300円

○身体障害者手帳、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、要介護・要支援認定を受けている方、基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の対象の方は半額とする。また、同乗する介助者も1人まで半額とする。

○小学生は半額、小学生未満は無料とする。

5 適用する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成30年1月19日

北本市地域公共交通会議
会長 荒井 康博